

北秋田市起業支援事業（起業支援補助金）実施要綱

（目的等）

第1条 この要綱は、新規起業を目指している起業家に対し、起業に要する経費の一部を助成することにより、市内における新たな地域産業の創出を促進し、地域経済及び地域活力の活性化と雇用の増加を図ることを目的とする北秋田市起業支援事業（起業支援補助金）の実施について、北秋田市補助金等交付要綱（平成17年北秋田市告示第22号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者）

第2条 本事業の対象者は、次の各号に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- （1） 秋田県の起業支援事業（以下、「県事業」という。）に採択された事業であること。
- （2） 起業後の本店・本社等の主たる事業所等が市内にあること。
- （3） 暴力団等の反社会的勢力でないこと、また、反社会的勢力との関係を有しないこと。
- （4） 起業する事業が別表1の業種に該当しないこと。
- （5） 設立する法人が会社（株式会社、合同会社、合名会社、合資会社）以外の法人でないこと。
- （6） 国税及び地方税の滞納がない者であること。（課税庁が認めた納入計画を立てているものを含む。）
- （7） 秋田県・北秋田市及び公的金融機関等からの融資（間接融資を含む）等を受け、その債務の履行を怠り又は滞っていない者であること。（県又は公的金融機関等が認めた返済計画を立てている者を含む）
- （8） その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がない者であること。

（補助対象となる経費）

第3条 本事業の対象となる経費は、次の①及び②に掲げる要件に該当する経費を対象とする。

- ① 起業する事業に必要とする次に掲げる経費（消費税額及び地方消費税額を除く）であること。（別表2）
 - ア 事業拠点費（設備費、機械器具費、什器・備品費、構築物費）
 - イ 人材育成費（研修費等）
 - ウ 広告宣伝費（新聞広告費等）

エ 人件費（給与等）

オ 旅費

- ② 県事業の交付決定日以降に発生するもので、補助対象期間内に支払いが完了するもの

（補助率及び補助限度額）

第4条 市が交付する補助金の額は、次のとおりとする。

- （1） 県事業のうち通常枠に採択された事業の場合

対象経費の4分の1 上限 50 万円

- （2） 県事業のうちAターン起業・移住起業枠に採択された事業の場合

対象経費の4分の1 上限 100 万円

- 2 対象事業が県事業のうち地域課題解決枠に採択された事業である場合は、その事業がAターンを含むものかどうかを基準として、前項各号の補助額の適用を決定する。

（補助対象期間）

第5条 市の補助対象期間は、県事業の補助対象期間と同様とする。

（補助金交付申請）

第6条 本事業の補助を受けようとする場合は、次の書類を揃え北秋田市長（以下「市長」という。）に提出するものとする。

- ① 交付申請書

- ② 県事業の事業申請書類

- ③ 県事業の補助金交付決定通知書

- 2 市長は、前項の補助金交付申請書が提出された場合、北秋田市補助金等交付要綱第4条の規定による決定を行い、同要綱第5条による通知を行うこととする。

（補助金交付決定後の注意）

第7条 補助金の交付決定を受けたものは、次の①から⑨に掲げる事項について、順守しなければならない。

- ① 補助金を事業計画以外の目的に使用してはならない。

- ② 事業計画を変更、中止又は廃止する場合、予め市長の承認を受けなければならない。

- ③ 申請及び報告書等の提出書類に虚偽の記載を行ってはならない。

- ④ 起業前の者は、交付決定日から補助対象期間終了日までに起業（開業）しなければならない。

- ⑤ 「Aターン起業・移住起業枠」及び「地域課題解決枠」による交付決定を受けた者

は、補助対象期間終了までに北秋田市に住所を移動し、転入の届出をしなければならない。

- ⑥ 各種報告等について、期限までに関係書類を添えて確実に提出しなければならない。
- ⑦ 補助を受け取得した財産について、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。また、処分制限財産を処分する場合は、承認を受けなければならない。
- ⑧ 「地域課題解決枠」による交付決定を受けた者は、交付決定事業の完了後、5年間、当該事業についての事業化状況を北秋田市商工会を通じて市に報告しなければならない。
- ⑨ 補助事業の帳簿類については、補助事業が完了した年度から5年間保存しなければならない。

(実績報告)

第8条 補助対象者は、次に指定する日までに、市長に実績報告書を提出しなければならない。

- (1) 事業が単年度の場合、事業計画の完了の日とする。
- (2) 事業が2年度に渡る場合、初年度においては、当該年度の3月31日とし、次年度にあつては事業計画の完了の日とした日又は、初年度の事業期間を通算して12ヶ月が満了する最終日のうちいずれか早い日までとする。

(補助金の支払い)

第9条 本事業に係る補助金は、補助金額が確定した後に支払うものとする。

- 2 本事業に係る補助金については、前金払は行わないものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行日前に、この告示による改正前の北秋田市起業支援事業（起業支援補助金）実施要綱（平成26年北秋田市告示第62号）の規定に基づき交付決定を受けた補助金の交付については、なお従前の例による。